

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成28年3月22日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）第一セントラルビル2号館

所在地 岡山市北区本町6番119 ほか

(2) 届出者の氏名及び住所

名 称 株式会社天満屋

住 所 岡山市北区表町二丁目1番1号

代表者の氏名 代表取締役 伊原木 省五

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ニトリ	午前10時	午後8時
株式会社アニメイト	午前10時	午後8時
株式会社らしんばん	午前10時	午後8時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドン・キホーテ	24時間	
株式会社ニトリ	午前10時	午後8時
株式会社アニメイト	午前10時	午後8時
株式会社らしんばん	午前10時	午後8時

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午後1時00分から午前0時00分まで

(変更後) 午前4時00分から午前0時00分まで

(4) 変更年月日

平成28年3月18日

(5) 変更事項以外の事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

小売業者		住所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 大原 孝治	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号
株式会社ニトリ	代表取締役 似鳥 昭雄	札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号
株式会社アニメイト	代表取締役 崎田 竜也	東京都板橋区弥生町 77 番 3 号
株式会社らしんばん	代表取締役 出口 哲夫	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 22 番 7 号
テナント未定		

② 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,706平方メートル

③ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

駐車場 0台

イ 駐輪場の収容台数

駐輪場 0台

ウ 荷さばき施設の面積

56平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

廃棄物保管施設① 7.64立方メートル

廃棄物保管施設② 5.80立方メートル

合計 13.44立方メートル

④ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯 該当なし

イ 駐車場の自動車の出入口の数 該当なし

2 届出年月日

平成28年3月16日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成28年3月22日から平成28年7月22日

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課